

新潟県

## 教育月報 9 月号

第 879 号

令和 5 年 9 月 1 日発行

編集人、発行人

新潟県教育委員会

## &lt;今月号の記事&gt;

|                              | 対象校種       |
|------------------------------|------------|
| 1 : 教育ニュースライン                | P 1 全種     |
| 2 : 県内の公立学校教職員の長期病気休暇・休職者の状況 | P 2-4 全種   |
| 3 : 授業づくり、教科指導力向上に向けた取組      | P 5-6 小中   |
| 4 : 学校と地域の連携・協働のさらなる推進に向けて   | P 7-8 全種   |
| 5 : 新潟県ジュニア音楽合奏大会の開催について     | P 9 幼小中    |
| 6 : インフォメーション                | P 10-13 全種 |

## 教育ニュースライン

県教育に関する最新ニュースをお知らせします。

令和 5 年度 新潟県総合教育会議 を開催しました

県民の声を反映した教育行政を推進するため、知事と教育委員会との間で十分な意思疎通を図り、本県教育のあるべき姿や地域の教育課題を共有する場として、7月24日（月）に新潟県総合教育会議が開催されました。

会議では「新潟県教育の大綱の改定について」と「本県の教育課題について」が議題とされました。

教育の大綱とは、地方公共団体の教育、学術等の振興に関する総合的な施策に関する基本方針を定めるもので、教育委員会と協議を重ね、知事が策定します。

今回の大綱の改定では、県の最上位計画「新潟県総合計画」（R4.4改定）を踏まえ、これまでの基本理念を継承しながら、新たな課題に対応するため、ESD（持続可能な開発のための教育）の観点やICTを活用した教育の推進の拡充等を追加する改定を行いました。

本県の教育課題については、「本県の公教育における通信制・定時制高校のあり方」がテーマでした。全国的に私立広域通信制高校への入学者が増加傾向にある中、公教育が担う役割・意義を中心に、より生徒が選択しや

しやすい高校に変えていくための新しい学びのスタイルをどのように実現していくか意見交換を行いました。

委員からは、公教育におけるセーフティネットとしての役割や新しい学びに多様な選択肢があることについて保護者への理解が必要との御意見をいただきました。

知事からは、「学びの質を確保しつつ、教室だけではない多様な学びの形態について情報発信が必要」「教育そのものが変わっている中、30代、40代の親世代の人たちの意識改革が必要」との御意見をいただきました。

県教育委員会では、今回の御意見を踏まえながら、新たな学びのスタイル実現に向け、公教育で行う定時制・通信制のあり方を一体的に見直していきたいと考えております。



【7月24日（月）新潟県総合教育会議の様子】

# 県内の公立学校教職員の長期病気休暇・休職者の状況

福利課

## はじめに

福利課では、県内の公立学校教職員（新潟市を除く）について、病気による1か月を超える長期休暇者及び休職者（以下、「休職者等」という。）の状況を調査、集計しています。

本号では、令和4年度の状況を紹介します。

## 精神疾患による休職者等の推移

令和4年度の休職者等は334人でした。疾病分類別で最も多いのが、精神疾患で212人、

次いで、新生物が38人となっています。

（表1）

過去5年間を見ても、休職者等の約6割が精神疾患を理由にしており、令和4年度の全教職員に対する精神疾患による休職者等の割合は、1.43%と増加傾向にあります。（図1、図2）

また、対象は異なりますが、教育職員の休職者を調べた文部科学省の調査によると、本県の精神疾患による休職者の割合は、0.58%

（令和3年度）で全国平均を0.06ポイント下回っています。（図3）

【表1 県内公立学校教職員（新潟市を除く）の休職者等の疾病分類別の内訳】

|                                    | 令和4年度 |     |     | 令和3年度 |     |     |
|------------------------------------|-------|-----|-----|-------|-----|-----|
|                                    | 長期病休者 | 休職者 | 合計  | 長期病休者 | 休職者 | 合計  |
| 1 感染症及び寄生虫症                        | 0     | 0   | 0   | 1     | 0   | 1   |
| 2 新生物                              | 25    | 13  | 38  | 30    | 6   | 36  |
| 3 血液及び造血器の疾患ならびに免疫機構の障害            | 1     | 0   | 1   | 4     | 2   | 6   |
| 4 内分泌、栄養及び代謝疾患                     | 1     | 0   | 1   | 5     | 1   | 6   |
| 5 精神及び行動の障害                        | 127   | 85  | 212 | 118   | 88  | 206 |
| 6 神経系の疾患                           | 3     | 2   | 5   | 5     | 4   | 9   |
| 7 眼及び付属器の疾患                        | 2     | 0   | 2   | 0     | 0   | 0   |
| 8 耳及び乳様突起の疾患                       | 2     | 0   | 2   | 2     | 1   | 3   |
| 9 循環器系の疾患                          | 9     | 2   | 11  | 8     | 4   | 12  |
| 10 呼吸器系の疾患                         | 6     | 0   | 6   | 0     | 1   | 1   |
| 11 消化器系の疾患                         | 3     | 0   | 3   | 4     | 0   | 4   |
| 12 皮膚及び皮下組織の疾患                     | 1     | 0   | 1   | 0     | 0   | 0   |
| 13 筋骨格系及び結合組織の疾患                   | 12    | 3   | 15  | 10    | 4   | 14  |
| 14 尿路性器系の疾患                        | 0     | 0   | 0   | 4     | 2   | 6   |
| 15 妊娠、分娩及び産褥                       | 21    | 0   | 21  | 32    | 0   | 32  |
| 16 症状、徴候及び異常臨床所見・異常検査所見で他に分類されないもの | 3     | 1   | 4   | 0     | 0   | 0   |
| 17 損傷、中毒及びその他の外因の影響                | 12    | 0   | 12  | 5     | 0   | 5   |
| 合計                                 | 228   | 106 | 334 | 228   | 113 | 341 |

※1 福利課調査により作成

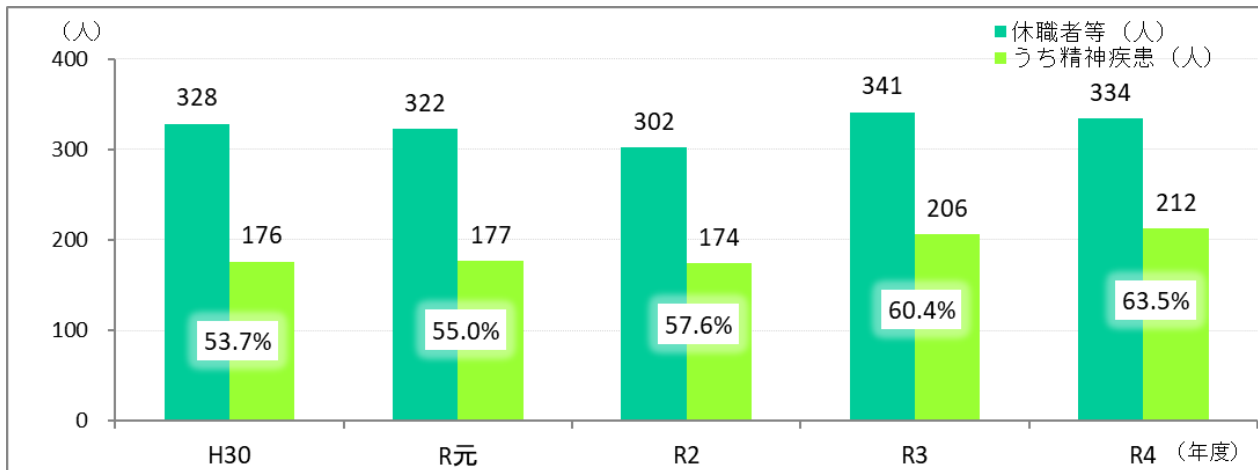
※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員、事務職員対象

※3 疾病分類表（ICD-10国際疾病分類準拠）等により分類

※4 表中の長期病休者とは「1か月を超える長期病気休暇者」をいう。

※5 年度内に長期病気休暇から休職へ移行した者は休職者に計上し、合計は実人数

【図 1 県内公立学校教職員（新潟市を除く）の休職者等の状況】

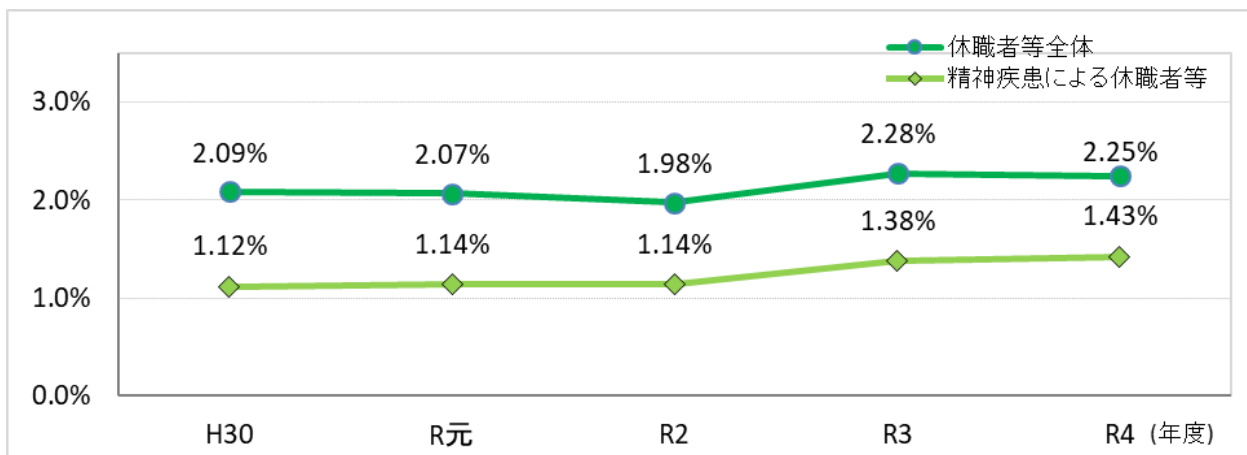


※1 福利課調査により作成

※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員、事務職員対象

※3 「1 か月を超える長期病気休暇者」及び「病気休職者」の合計

【図 2 県内公立学校教職員（新潟市を除く）に占める休職者等の割合】

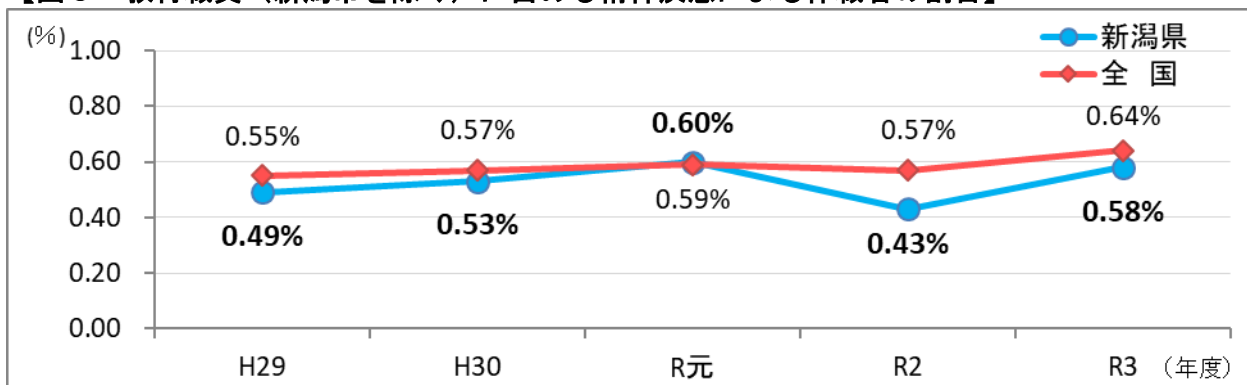


※1 福利課調査により作成

※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員、事務職員対象

※3 「1 か月を超える長期病気休暇者」及び「病気休職者」の合計

【図 3 教育職員（新潟市を除く）に占める精神疾患による休職者の割合】



※1 「公立学校教職員の人事行政状況調査（文部科学省）」により作成

※2 新潟市を除く公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の教育職員対象

※3 「病気休職者」のみ計上

### 県教育委員会のメンタルヘルス対策

県教育委員会では、公立学校共済組合新潟支部(以下、「共済組合」という。)と協力して、教職員本人のセルフケアや管理職によるラインケアの研修を実施するとともに、精神科医、臨床心理士等による相談や試し出勤、職場復帰支援プランの作成等、職場復帰に向けた支援などに取り組んでいます。

また、ストレスチェックの実施により、教職員のストレスへの気づきと対処を促すとともに、評価結果を職場環境改善に活かせるよう、管理職を対象にしたストレスチェック集団分析活用研修を行っています。

併せて、共済組合においても、各所属でストレスチェック制度の理解を深めてもらうため、「職場の健康づくり支援事業」の中に、

ストレスチェックの診断結果に基づく職場環境改善のための講座を設けています。

(表 2)

### おわりに

県教育委員会と共済組合では、今後も、精神疾患による休職者等の推移を注視しながら、メンタルヘルス対策を教職員の健康管理対策の主要な柱として位置づけ、不調の未然防止から職場復帰支援までの各段階に応じた取り組みを進め、教職員の心の健康保持に努めていきます。

[お問い合わせ]  
 福利課 健康管理係  
 TEL : 025-280-5596

【表 2 令和 5 年度メンタルヘルス対策の概要】

| 区 分  | 公立学校対象  |  |   |
|--|---|--|---|
|  | (共済組合事業)  | 県立学校等対象<br>(県事業)   | 市町村立学校教職員対象<br>(市町村事業)  |
| <b>一次予防</b><br><br>◆ 予防的対策<br>・ 職員研修<br>・ セルフケアの普及啓発<br>・ ラインケアの普及啓発 | ◆ メンタルヘルスセミナー<br>(一般教職員対象)<br><br>◆ 職場の健康づくり支援事業<br>(所属での講座開催費用助成)<br><br>◆ ころとからだのセルフチェック・心の体温計<br>(Web上でのストレスチェックとセルフケアの啓発普及) | 【県事業だが市町村立学校教職員も対象】<br>◆ メンタルヘルス講座 (教育センター主催の新任者研修の一環として実施)<br>◆ メンタルヘルス研修 (市町村立学校教頭対象)<br><br>◆ ストレスチェック<br>◆ メンタルヘルス研修会<br>(管理職・中堅教職員・異動教職員対象) | 【各市町村対応】  |
|  |   | <b>二次予防</b><br><br>◆ 早期発見<br>◆ 早期対応<br><br>・ 相談体制整備  | ◆ カウンセリング技法研修会<br>(話し方、傾聴の啓発普及)<br><br>◆ 心の健康相談窓口<br>(窓口相談) 新潟(2箇所)、新発田、長岡(2箇所)、上越の専門機関委託<br>(ICT相談) 新潟(1箇所)、新発田、長岡(1箇所)、上越の専門機関委託<br><br>◆ 管理職対象の相談窓口<br>新潟・長岡・上越の専門機関委託 |
| <b>三次予防</b><br><br>◆ 職場復帰支援<br>◆ 再発防止                                |   | サポート事業<br>◆ 一般職員・管理職対象の相談<br>(精神科医・新潟県臨床心理士会委託)<br>◆ メンタルヘルス検討会<br>(精神科医等外部専門家による事例検討等)<br>◆ 復職者のカウンセリング<br>(新潟県臨床心理士会に委託)<br>◆ 保健師による学校訪問       | 【各市町村対応】  |
|  |   | ◆ 試し出勤<br>◆ 職場復帰支援プラン作成  |   |

## 授業づくり、教科指導力向上に向けた取組

義務教育課

### はじめに

各学校においては学習指導要領の趣旨のもと、学習指導の一層の充実に向けご尽力いただいていることと思います。県教育委員会では、令和 5 年度学校教育の重点で示したとおり「児童生徒が主役の授業づくり」を推進しています。

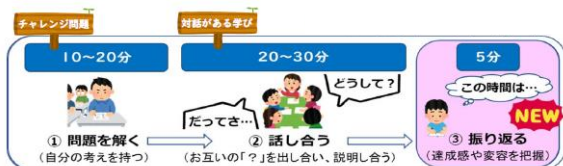
平成 22 年度から学力向上推進システム活用事業を始め、14 年目を迎えました。今年度から、Web 配信集計システムを「にいがた学びチャレンジ」に名称を変更して、リニューアルしました。また、今年度新規に、教科教育専門監事業を始めました。本号では、これら 2 つの事業を中心にお伝えします。

### 学力向上推進システム活用事業

#### 1 にいがた学びチャレンジ

##### (1) 対話のある学びを目指して

子どもも教師も対話のある学びにチャレンジしてほしいという願いを込めて、「にいがた学びチャレンジ」に名称を変更しました。1 時間の流れは、以下のとおりです。



【「にいがた学びチャレンジ」1 時間の流れ】

自力解決のあと、対話をとおして、多様な考えにふれることで考えを広げたり、自分の考えをよりよい考えに深めたりすることができます。そして、振り返る場をとおして、子どもがもう一度考え、自分の言葉で言語化することで、より子どもの学びが深まること、学びを自覚することが期待できます。

##### (2) 振り返りの時間の確保

昨年度の実施校から、「1 校時の中で、問題の実施、振り返り、解説をすることが難しく、振り

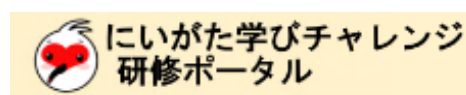
返りの時間が十分とれない」という声をいただきました。そこで、問題数を絞り、振り返りの時間を確保しました。

子どもの学びの自覚を促す振り返りになるように、チャレンジ問題への取組や話合いの様子を見取り、振り返りの内容を決めて取り組んでください。振り返りの一層の充実をお願いします。

##### (3) オンライン研修会「学びUP」

にいがた学びチャレンジの活用及び授業づくりに関する情報交換のため、オンライン研修会「学びUP」を年 4 回実施します。1 回目は県立教育センター学力向上推進チームの長期研修員が協力校で行った授業を基に、「対話のある学びを実現する上で、見取りと働き掛けのポイント」について、参加者の皆様と意見交換をしました。

2 回目は 10 月 11 日の予定です。後日、案内をしますので、ぜひ御参加ください。にいがた学びチャレンジを有効に活用するために、研修ポータルサイトを開設しています。学力向上サポートたよりやチャレンジ問題にもすぐにアクセスできます。御活用ください。



【TeaRoom 内にあるバナー】

#### 2 市町村支援事業

##### (1) 学力向上パートナー事業

希望があった市町村教育委員会や学校に対して、研修会や講演会等の講師として、教育事務所の指導主事を派遣しています。今年度は 113 回の派遣を予定しています。

##### (2) 中学校数学対策プロジェクト

県立教育センター指導主事が、中学校数学の授業研究を中核とした訪問支援を行っています。今年度は、柏崎市の中学校で実施しています。

## 教科教育専門監事業

### 1 「教科教育専門監事業」とは

- ・県教育委員会が「教科教育専門監（以下、専門監）」と認定した教諭による教員の授業力向上、児童生徒の学力向上を目的とする事業です。
- ・専門監は毎年 12 名程度認定され、令和 8 年度以降、最大 48 名が県内全域で専門監の業務に当たることとなります。
- ・県内のどの地域に勤務していても、国語、社会、算数・数学、理科、英語、道徳の 6 教科について専門監から学ぶ、あるいは専門監と共に学ぶ環境づくりを目指します。

### 2 「教科教育専門監」とは

2 年間の教科教育専門監育成研修を経て、専門監の認定を令和 5 年度に受けたのは、以下の 10 名です。

令和 5 年度教科教育専門監一覧

| 氏名    | 教科    | 所属校       |
|-------|-------|-----------|
| 小倉 基  | 国語    | 小千谷・和泉小   |
| 荒井 仁  | 国語    | 五泉・五泉北中   |
| 大桃 光貴 | 社会    | 十日町・東小    |
| 御子柴直之 | 算数・数学 | 長岡・阪之上小   |
| 増子 沙織 | 算数・数学 | 阿賀野・水原中   |
| 宇尾野卓巳 | 理科    | 阿賀野・安田中   |
| 渡邊 裕規 | 理科    | 新発田・本丸中   |
| 森 瑤子  | 英語    | 糸魚川・糸魚川東中 |
| 丸山裕美子 | 英語    | 南魚沼・塩沢中   |
| 春日 哲  | 道徳    | 長岡・秋葉中    |

### 3 主な業務内容

- ・専門監所属校がある市町村、隣接市町村から選定した学校（以下、訪問校）及び専門監所属校教員への教科に関する指導・助言
- ・訪問校等の教員に対する示範授業による具体的な指導・助言
- ・訪問校等の教員の授業でのチーム・ティーチング等による児童生徒への直接支援
- ・「授業力向上研修会」の開催
- ・全県的な教員の教科指導力向上、児童生徒の学力向上に寄与する業務

### 4 実際の取組

各専門監によって取組等は異なりますが、次のような業務に当たっています。

- ・継続的に訪問校等の教員の授業を参観し、授業後、助言・指導を行ったり、その後の授業を共に考えたりする。
- ・継続的に若手教員の授業づくりに携わり、指導案の作成や教材研究を共に行ったり、資料を提供したりする。
- ・訪問校等の教員と共にティーム・ティーチングで授業を行い、授業後、指導法等について助言・指導する。
- ・訪問校等の校内研修の指導者として、示範授業を公開したり、研修講座を行ったりする。
- ・市教育センター等の講座担当者として主に若手教員を対象にワークショップを行う。

専門監へ業務依頼をされる場合、専門監と同一市町村の学校は所管の市町村教育委員会に、その他の学校等は専門監所属校が属する教育事務所にお問合せください。  
ぜひ専門監を御活用ください。

### 5 今後の方向

本事業をとおして、同じ教科について学ぶ教員間のネットワークをつくる、また、その輪を広げることで、全県的な教員支援につなげていきたいと考えています。

夏季休業後、専門監による授業力向上研修会が各地域で開催される予定です。また、教科教育専門監育成研修受講者による授業力向上研修会も、県内 12 会場で行う予定です。教科指導について学ぶ場としてのみならず、共に同じ教科を学ぶネットワークづくりの第一歩として是非御参加ください。

## おわりに

「にいがた学びチャレンジ」、教科教育専門監の活用等を通じて、引き続き「児童生徒が主役の授業づくり」に努めていただきますようお願いいたします。なお、TeaRoom に情報を掲載していますので御活用ください。

[お問い合わせ]  
義務教育課指導第 1 係  
TEL : 025-280-5604

## 学校と地域の連携・協働のさらなる推進に向けて

生涯学習推進課

### はじめに

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化しており、社会総掛かりで対応することが求められています。そのためには、地域と学校がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが必要不可欠です。

また、学習指導要領が目指す「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、学校は地域との連携・協働を一層進めていくことが重要であり、地域においても、より多くの地域住民等が子どもたちの成長を支える活動に参画するための基盤を整備していくことが求められています。

学校と地域の連携・協働を効果的に進めるためには、制度や仕組みを正しく理解し、当事者意識を持って参画することが重要です。

### 学校と地域の連携・協働に係る経緯

これまで、学校と地域との連携・協働関係の構築を目指す取組は、学校教育と社会教育（家庭教育を含む）が相互に補完し合いながら協力する「学社連携」、連携をさらに強化し学校教育と社会教育が部分的に重なり合う「学社融合」として、各地で実践が進められてきました。「総合的な学習の時間」の創設を契機に、学校では、授業をはじめとする教育活動に幅広い外部人材を活用するようになりました。その後も関係法制度が整備される中で、学校と地域の関わりが深まっており、好ましい関係づくりが求められています。

#### 1 地域学校協働活動

地域学校協働活動とは、幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動です。平成 29 年 3 月の社会教育法の改正により、法律に位置付けられました。

これまでの「学校支援地域本部」事業は、地域が学校を「支援」する一方向の関係でした。また、地域と学校をつなぐコーディネーターはいるものの、活動の範囲は限られており、それぞれ活動を行う

団体同士の連携や協力体制が十分ではなかったという課題がありました。これらの課題を踏まえ、「支援」から「連携・協働」へ、「個別の活動」から活動の「総合化・ネットワーク化」を目指し、幅広い地域住民の参画により、地域学校協働活動を推進する新たな体制として「地域学校協働本部」が提言されました。

改正後の社会教育法において、教育委員会は、地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する際には、地域住民等と学校との連携協力体制の整備や、普及啓発活動などの措置を講じることとされています。

また、地域住民等と学校との連絡調整等を行うコーディネーターを「地域学校協働活動推進員」として教育委員会が委嘱することができることとする規定が設けられ、法律に位置付けられた存在として、地域学校協働活動の推進に関わることができるようになりました。

#### 2 学校運営協議会

学校運営協議会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5（令和 2 年 3 月までは第 47 条の 6）に基づき、教育委員会によって学校に設置される合議体です。学校運営協議会を設置している学校をコミュニティ・スクールといいます。

学校運営協議会設置に伴い、学校評議員制度（学校教育法施行規則第 49 条）を廃止・停止し、学校運営協議会に移行している例が多く見受けられます。

学校評議員制度は、校長が必要に応じて学校運営に関する個人的な意見を聞くための制度であるのに対し、学校運営協議会は一定範囲で法的な効果をもつ意思決定機関です。学校と地域住民や保護者等が学校運営の基本方針の承認や様々な課題の共有を図るとともに、学校運営への必要な支援等について協議します。これまで以上に学校運営に積極的に関わることが可能となり、地域ぐるみで子どもを育む体制づくりにつながっています。

## 学校と地域の連携・協働の在り方

### 1 学校運営協議会の在り方検討から

文部科学省では、令和 4 年 3 月に「コミュニティ・スクールの在り方等に関する検討会議」の最終まとめを公表しました。

このまとめでは、コミュニティ・スクールは平成 29 年の法改正以降に飛躍的に増加しており、教育課程の改善・充実や特色ある学校づくり等、開かれた学校運営について多大な効果が確認されたとしています。

一方で、導入の取組状況に自治体間や学校種間で差があり、導入後、十分な協議が行えていないこと等の課題も指摘されました。

また、類似の仕組みや学校支援活動との混同、会議の形骸化が見られることなどから、導入促進や質的向上の取組が必要であること、そのためには地域学校協働活動との連携・協働と地域学校協働活動推進員の担う役割が重要であること、両取組を一体的に推進していくことが効果的であることなど、今後の取組の方向性も示されました。

### 2 県内の現状・課題

#### (1) コミュニティ・スクール

令和 4 年度時点で、新潟市を含む県内小・中・義務教育学校の約 80%がコミュニティ・スクールであり、30 市町村のうち 24 市町村で導入済です。このうち 20 市町村がすべての小・中・義務教育学校で導入しています。令和 3 年度は、導入校の割合が約 45%、導入済市町村が 22、全導入市町村が 18 であり、県内でも導入率が飛躍的に伸びました。

設置の準備や検討を進めているところもあり、今後も導入が進むことが期待されます。

#### (2) 地域学校協働本部

地域学校協働活動については、県内小・中・義務教育学校の約 88%で実施されており、地域学校協働本部は 400 か所となっています。令和 3 年度はそれぞれ約 89%、357 か所でした。

効果的な地域学校協働活動の推進のため、地域学校協働本部の整備が進み、本部数が増えています。一方で、本部のコーディネートのもとで活動に取り組む学校数が微減しました。体制の総合化・ネットワーク化がうまく図られず、個別の活動となっていることが要因として挙げられます。

### 3 連携・協働のさらなる推進に向けて

現在、各市町村教育委員会が主体的・計画的に導入に向けた取組を行い、導入数も伸び、学校と地域との連携・協働も進んでいます。さらに取組を推進し、効果的に運営するためには、次の 2 点が重要です。

#### ○制度・活動の正しい理解

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動・本部の制度や関係性について、関係者の理解が不十分であると取組が進まず、活動が形骸化し、連携がうまくいかないという悪循環が生まれます。制度や活動について正しく理解して取り組むことが必要です。

#### ○制度・仕組みの円滑な導入・運営

地域ごとに歴史的地理的条件や人口等は異なります。学校運営委員会の委員構成、会議の持ち方、活動方法など、制度を踏まえつつ、それぞれの地域性を大事にした活動を行う必要があります。

また、これらを担う地域人材の確保も重要です。幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワークである地域学校協働本部を整備し、十分に機能させることは、組織的で安定的な活動につながります。

### 4 研修機会の創出と充実を

教育月報 5 月号でもお知らせしたように、県では、地域との連携・協働を推進する研修会を実施しています。また、相談や情報提供も行っています。

県立生涯学習推進センターの調査によると、昨年度、地域との連携・協働を推進するための校内研修を実施した学校は約 56%でした。社会に開かれた教育課程の実現には地域との連携・協働が欠かせません。全職員の共通理解を図るための校内研修の充実が望まれます。

## おわりに

制度や仕組みを正しく学ぶことが、円滑で効果的な取組につながります。正しい理解のもとで、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを進め、未来を担う子どもたちの成長を地域全体で支える社会の実現を目指しましょう。

#### [お問い合わせ]

生涯学習推進課青少年家庭教育係  
TEL : 025-280-5617

## 新潟県ジュニア音楽合奏大会の開催について

義務教育課

### はじめに

県教育委員会では、園児、児童、生徒の芸術文化活動への支援事業として、「新潟県ジュニア音楽合奏大会」を開催しています。本号では、今年度開催する第 5 回大会の参加団体の募集についてお知らせします。

ぜひ、大会への参加をご検討ください。

### 主な事業内容

新潟県ジュニア音楽合奏大会は、県教育委員会と県ジュニア音楽合奏大会実行委員会が主催する全県規模の合奏大会です。69 回続いた県学校器楽合奏大会と、36 年続いた県幼児音楽合奏大会が一緒になって令和元年度に新たに誕生し、今年度で第 5 回を迎えます。

本大会は県内の園児、児童、生徒で編成する合奏団であれば、地域クラブも参加が可能です。

演奏後には指導講師による講評があり、専門家からよりよい演奏に向けたアドバイスをもらうことができます。また、参加したすべての団体、園児、児童、生徒には、実行委員会から賞状が贈られます。

### 第 5 回大会実施要項について

#### 1 日時

令和 6 年 1 月 28 日(日)

第 1 部 9 : 25 ~ 10 : 40  
(幼稚園・保育園・こども園)

第 2 部 11 : 00 ~ 12 : 30  
(幼稚園・保育園・こども園)

第 3 部 13 : 25 ~ 15 : 30  
(小・中・特別支援学校)

#### 2 会場

新潟県民会館ホール

#### 3 参加資格

県内の幼稚園・保育園・こども園の園児、小・中・特別支援学校の児童、生徒で編成する合奏団（演奏の形態及び編成は自由）。

#### 4 出場規定

- (1) 演奏時間は 1 ステージ 8 分以内。
- (2) 出場負担金として、1 ステージ 6,000 円を出場団体負担金とし、申込時に事務局へ送金する。
- (3) 音楽著作権使用料は、出場団体一律の負担金にて支払う。

#### 5 指導講師

- ・静岡大学名誉教授 北山敦康 先生
- ・上越教育大学名誉教授 後藤 丹 先生
- ・県吹奏楽連盟理事長 堀川雅司 先生

#### 6 申込方法

出場を希望する団体は、実行委員会事務局に大会要項を請求の上、9 月 30 日(土)までに申し込む。

#### 7 その他

- (1) 出場順は、10 月 14 日(土)の打合せ会で抽選の上、決定する。
- (2) 大会鑑賞は有料。入場券(前売り) : 900 円、当日券 : 1,000 円

### 参加申込・問い合わせ先

〔お問い合わせ〕  
新潟県ジュニア音楽合奏大会実行委員会

#### 【事務局】

新潟県幼児音楽指導研究会  
(有限会社新潟音楽センター内)  
〒951-8063  
新潟市中央区古町通 11 番町 1696 番地  
TEL : 025-223-1272  
FAX : 025-223-1280  
E-mail : e-nmusic@silk.plala.or.jp

義務教育課指導第 2 係

TEL : 025-280-5605

# インフォメーション

## ●新潟県立万代島美術館 「ヨシタケシンスケ展かもしれない」



絵本作家としてのデビュー作『りんごかもしれない』（2013）以降、幅広い世代をひきつけているヨシタケシンスケ（1973ー）。初の大規模個展となる本展では、発想の源である小さなスケッチや絵本原画、愛蔵のコレクションなど 400 点以上でヨシタケさんの「頭のなか」をのぞいてみます。

本展のために考案された立体物も並ぶ楽しい展示空間に、ぜひお越しください。

- 会 期 開催中～9月24日(日)
- 休 館 日 9月11日(月)
- 開館時間 午前10時～午後6時  
(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観 覧 料 一般1,400円(1,200円)  
高校・大学生1,100円(900円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金。  
※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。

## 「イッタラ展 フィンランドガラスのきらめき」

- 会 期 10月7日(土)～12月10日(日)
- 休 館 日 10月16日(月)、10月30日(月)、  
11月13日(月)、11月27日(月)
- 開館時間 午前10時～午後6時  
(観覧券の販売は午後5時30分まで)
- 観 覧 料 一般1,500円(1,300円)  
高校・大学生1,200円(1,000円)  
中学生以下無料

※( )内は有料20名以上の団体料金。  
※障害者手帳をお持ちの方は観覧料免除。

県立万代島美術館  
住所 新潟市中央区万代島 5-1 朱鷺メッセ内  
万代島ビル 5階  
TEL:025-290-6655  
URL:<https://banbi.pref.niigata.lg.jp/>

## ●県内全域 「にいがた秋の文化財一斉公開」

文化財は、我が国の長い歴史のなかで生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な国民の財産です。神社やお寺などの建造物、仏像、絵画、伝統芸能やお祭り、工芸技術のほか、遺跡や歴史的な集落・町並みなどもすべて文化財に含まれます。

新潟県内には、国や県に指定、選定、登録されている文化財が1,192件（令和5年9月1日現在）もあることを皆様はご存知でしょうか。

県では、県民の皆様から身近な文化財に親しんでいただくため、文化財所有者や市町村の皆様等と連携して、10月に国・県指定等文化財を一斉に公開します。通常公開していない文化財の特別公開もありますので、この機会にぜひ文化財めぐりにお出かけください。

- 公開期間 10月1日(日)～31日(火)
- 公開事業 県内各地の計87事業

※各公開事業の詳細については、下記のサイトでご確認ください。

<にいがた秋の文化財一斉公開公式サイト>

[https://n-story.jp/bunkasai/event\\_category/cate\\_cultural/](https://n-story.jp/bunkasai/event_category/cate_cultural/)



公式サイト QR コード



重要文化財新潟県議会旧議事堂（県政記念館）  
修理直前特別公開（10月1日(日)）

新潟県観光文化スポーツ部文化課  
文化資源活用推進係  
住所 新潟市中央区新光町 4-1  
TEL:025-280-5619

●**県立近代美術館（長岡市）**

■**ベルギーと日本—光をえがき、命をかたどる**

戦前にベルギーに留学した画家の太田喜二郎、児島虎次郎、新潟出身の彫刻家・武石弘三郎。彼らが日本へともたらしたベルギー美術とその影響、また当時の印刷物や展示にも着目しながら、戦前の日本におけるベルギー美術受容の様相を紹介します。



児島虎次郎  
《和服を着たベルギーの少女》  
1910 年  
高梁市成羽美術館蔵

- 会 期 9 月 16 日(土)～11 月 12 日(日)
- 休館日 月曜日 (祝日の場合は翌平日)
- 開館時間 午前 9 時～午後 5 時  
(観覧券の販売は午後 4 時 30 分まで)
- 観覧料 一般 1,200 円 (1,000 円)  
高校・大学生 1,000 円 (800 円)  
中学生以下 無料

- 開館 30 周年記念 コレクション展 第 3 期**
- [展示室 1] 近代美術館の名品—新収蔵品を中心に
  - [展示室 2] 異国に渡った芸術家たち
  - [展示室 3] 三芳悌吉 絵本の仕事 —科学の眼差し



佐伯祐三  
《広告塔》1927 年  
(「異国に渡った芸術家たち」より)

- 会 期 9 月 12 日(火)～12 月 17 日(日)
- 観覧料 一般 430 円 (340 円)  
高校・大学生 200 円 (160 円)  
中学生以下無料

※ ( ) 内は有料 20 名以上の団体料金です。

県立近代美術館  
住所 長岡市千秋 3 丁目 278-14  
TEL: 0258-28-4111  
URL: <https://kinbi.pref.niigata.lg.jp/>

●**県立歴史博物館（長岡市）**

中央日本 4 県令和 5 年度山の洲文化財交流展  
発掘が語る地域交流

フォッサマグナがつなぐ新潟 長野 山梨 静岡

日本列島の中央に位置し、フォッサマグナや糸魚川静岡構造線で地理的につながる新潟、長野、山梨、静岡の 4 県で、文化財を通じた交流事業を行います。

本展では旧石器時代から古墳時代にわたる各県選りすぐりの埋蔵文化財を通じて、3 万年以上にわたって続く 4 県の交流を紹介します。あわせて交流をものかたる文化財の代表格として、新潟県の「県の石」に指定された翡翠(ヒスイ)を大きく取り上げ、その歴史的経緯・文化的価値を県内外に発信します。



ヒスイ大珠(緒締形、鯉節形)  
県立歴史博物館蔵

- 会 期 9 月 9 日(土)～10 月 15 日(日)
- 開催時期 午前 9 時 30 分～午後 5 時  
(観覧券の販売は午後 4 時 30 分まで)
- 場 所 県立歴史博物館企画展示室
- 休 館 日 月曜日 (月曜日が祝日の場合は翌日)
- 観 覧 料 常設展観覧料でご覧いただけます  
(一般 520 円、高校・大学生 200 円、  
中学生以下無料)

※学校団体でご観覧の場合は、新潟県内の学校は無料です。事前にお申込みください。

県立歴史博物館  
住所 長岡市関原町 1 丁目 2247-2  
TEL: 0258-47-6130  
URL: <http://nbz.or.jp/>

●**県埋蔵文化財センター**  
講演会「古代の文字文化とジェンダー」

- 講師：三上喜孝氏（国立歴史民俗博物館）
- 期日：9月10日（日）
- 時間：午後1時50分～午後3時20分
- 会場：県埋蔵文化財センター

※参加費無料  
※定員 80 名（当日受付）

●**大人向けイベント「土器の拓本をとろう」**

- 期日：11月15日（水）
- 時間：午後1時50分～午後3時20分
- 会場：県埋蔵文化財センター

※参加費無料  
※定員 16 名（9月4日（月）より申込開始）

新潟県埋蔵文化財センター  
住所 新潟市秋葉区金津 93 番地 1  
TEL:0250-25-3981  
FAX:0250-25-3986  
E-mail:niigata@maibun.net  
URL:<https://www.maibun.net/>

●**小出郷文化会館（魚沼市）**  
藝大フィルハーモニア管弦楽団魚沼公演

湯沢町出身のテノール歌手笛田博昭と新潟市出身のハープ奏者山宮るり子による藝大フィルハーモニア管弦楽団との豪華共演。

- 開催日時 10月22日（日）午後2時開演
- 会場 魚沼市小出郷文化会館
- 料金 S席 5,000円  
A席 3,000円（税込・全席指定）
- 販売場所 魚沼市小出郷文化会館  
(025-792-8811)



※未就学児入場不可  
※車椅子席をご希望の方は魚沼市小出郷文化会館（025-792-8811）までお問合せください。

新潟県観光文化スポーツ部文化課  
住所 新潟市中央区新光町 4 番地 1  
TEL:025-280-5139  
URL:<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/>

●**県立自然科学館（新潟市）**  
プラネタリウム秋の番組  
「プラネタリウムでチョコちゃんに叱られる! 2  
チョコとキョエの星空タイムトラベル  
謎のラニアケア超銀河団」

大人のみなさん、そして子どものみなさん、星空のことちゃんと答えられますか？チョコちゃん、キョエちゃんが星空にまつわる素朴な疑問をなげかけます！秋の星座解説とともにお楽しみください。



「チョコちゃんに叱られる!」  
©NHK

- 会期 9月23日（土・祝）～12月3日（日）
- 会場 1階 プラネタリウム
- 観覧料 大人 210円  
小・中学生 100円

※別途入館料（大人 580円/小・中学生 100円）  
※障害者手帳、療育手帳をお持ちの方は入館料・観覧料が免除になります。券売所で御提示ください。  
○休館日 毎週（火）  
○開館時間  
（平日） 午前9時30分～午後4時30分  
（土日祝） 午前9時30分～午後5時  
（入館券の販売は閉館30分前まで）

県立自然科学館  
住所 新潟市中央区女池南 3-1-1  
TEL:025-283-3331  
URL:<https://www.sciencemuseum.jp/>

●観光文化スポーツ部文化課  
「新潟県文化祭 2023  
芸術家派遣事業 出前体験教室」

小中学校等に芸術家を講師として派遣し、実技指導、講話等を実施します！

若い世代に文化・芸術に触れる機会を提供し、興味・関心を持ってもらい、将来の芸術家や観客層を育成すること、県内で文化芸術活動を行っている芸術家等と、小学校、中学校等とのパイプを作り、芸術家の活動の場を広げることを目的としています。



- 実施分野 音楽、演劇、舞踊、大衆芸能、美術、伝統芸能、文学、生活文化、メディア芸術
- 対象 義務教育諸学校
  - ・小学校・中学校、
  - ・特別支援学校（小学部・中学部）
  - ・中等教育学校（前期課程）
- 参加者 児童・生徒、教員、保護者
- 応募期間 随時
- 実施期間 令和 6 年 3 月末まで
- 経費の負担 講師謝金、講師旅費、材料費等
- 応募方法 実施希望調書の提出

詳細は県 HP をご確認ください

新潟県観光文化スポーツ部文化課  
住所 新潟市中央区新光町 4 番地 1  
TEL : 025-280-5139  
URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/site/bunka/geijyutukahaken.htm>

「にいがた ぐるっとミュージアム！」

新潟県内 58 のミュージアムをぐるっとお得に楽しめる周遊パスポートを販売中。対象施設の窓口でパスポートを提示すると、入館料が半額または無料になります。周遊パスポート対象施設を含む県内 101 のミュージアムでは、プレゼントが当たるスタンプラリーも開催しています。県内ミュージアムの楽しみ方を紹介するガイドブックも配布中です。

- 期 間 6 月 30 日(金)～2 月 29 日(木)
- 休 館 日 各施設による
- 開館時間 各施設による
- 会 場 県内 58 施設
- 料 金 大人 1,000 円  
子ども（中学生以下） 無料



にいがた ぐるっとミュージアム！事務局  
TEL : 025-385-7432  
Mail : [gurutto-mu@niigata-nippo.co.jp](mailto:gurutto-mu@niigata-nippo.co.jp)  
URL : <https://n-story.jp/guruttomuseum/>

発行所 新潟県教育庁総務課  
所在地 〒950-8570  
新潟市中央区新光町 4 番地 1  
電 話 025-280-5587  
F A X 025-285-3766  
E-mail [ngt500010@pref.niigata.lg.jp](mailto:ngt500010@pref.niigata.lg.jp)  
Web 版 URL :  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kyoiku/>  
本紙に関する御意見がありましたら、お寄せください  
<無断転載を禁ず>

※PDF ファイルで御覧の方は、下線部(Web ページアドレス)をクリックすると、直接該当 Web ページにジャンプしますので御活用ください。  
※県ホームページからバックナンバーも御覧いただけます。「新潟県 教育月報」で検索してください。